

# 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

## 前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等を提供するとともに、公的医療機関への医師派遣を行うなど、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。また、経営面においても、4年連続で経常収支が黒字となり、健全な病院運営が続いております。

しかしながら、急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩、県民の医療に対する意識やニーズの変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このようなことから、平成26年度から始まる第2期中期目標期間においても、県立病院として、第1期中期目標で求められた高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院であり、かつ、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすという基本的な役割や災害時医療の基幹的役割を継続し、更にその機能を強化して、県民の医療に対するニーズに応え、安全で質の高い医療を提供することが求められています。

この中期目標は、第2期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 医師の育成及び確保に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。

## 第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

## 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むとともに、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、情報発信すること。

### 1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う医療を明確にし、他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、

地域から信頼される医療を提供すること。

### (1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

### (2) 県立病院が担う役割

県内医療機関の中核病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。

### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県立総合病院においては、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供するほか、救命救急センターにおいては、広域的な救急医療への対応を図るとともに、広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対する高度な救命医療を提供する高度救命救急センターの指定を目指し、救急医療体制の充実・強化を図ること。

県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図ること。

県立こども病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度・先進的医療の提供や小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救急医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るなど、小児全般の高度医療を推進すること。

さらに、県立3病院は、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供するとともに、精神科患者の身体合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症への対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立3病院のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。

また、患者の在宅への移行が順調に進むよう、地域の医療機関等との連携を図り、相談支援体制の充実や退院後のフォローアップの実施に努めること。

その他、認知症や発達障害への対応など新たな課題に取り組むとともに、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。

## 2 医療に関する技術者（医師、看護師等医療従事者）の研修を通じた育成と質の向上

優秀な医師、看護師等医療従事者を確保し、育成するため、魅力ある病院として、これら医療従事者から評価され選ばれるよう、研修機能の充実・強化を図る

こと。また、国内外との交流による研修の充実に努めること。

#### (1) 医師の卒後臨床研修の充実・強化等

医師の卒後臨床研修や専門研修の受入れ体制の充実・強化を図り、優秀な医師の確保及び育成に努めること。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、研修の充実に努めるとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。

#### (2) 就労環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員の精神面を含めた健康保持に配慮し、就労環境の向上を図ること。

#### (3) 知識や技術の普及

県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。

### 3 医療に関する調査及び研究

医療に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上に寄与すること。

#### (1) 研究機能の強化

臨床研究機能の強化に取り組むこと。また、富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官との連携による研究開発に取り組むこと。

#### (2) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

#### (3) 県民への情報提供の充実

調査及び研究の成果を公開講座や医療相談などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

### 4 医療に関する地域への支援

本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

#### (1) 本県の医師確保対策への取組

県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。

#### (2) 地域医療への支援

高度医療機器の共同利用の促進、他の医療機関等との医療情報のネットワーク化など、地域医療との連携を進め、地域医療の確保への支援を行うこと。

#### (3) 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な

要請に積極的に協力すること。

## 5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

### (1) 医療救護活動の拠点機能

災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。また、県立こころの医療センターは災害時における精神医療分野の、県立こども病院は災害時における小児医療分野の、それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃の備えに努めること。

### (2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。

### 1 簡素で効率的な組織づくり

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織体制を確立すること。

### 2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。

### 3 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

### 4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第2期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても

適切な対応を図ること。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。

## **第5 その他業務運営に関する重要事項**

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。また、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行うこと。